

甲州市農業委員会日程

会期	令和3年10月29日(金) 自 午後1時30分 至 午後3時00分予定	
会場	甲州市民文化会館 2階 大会議室	
日 程		
1	会議録署名委員の指名	
2	会長報告	
3	議 案	
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について (利用貸借権) (4件)
4	報告	
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について (1件)
5	その他	

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 令和3年10月29日(金)午後1時30分から午後2時25分
甲州市役所2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 土屋 久富	3 内田 貴美雄
4 相川 良徳	5 雨宮 晃	6 小島 一郎
7 古屋 芳明	8 矢崎 武秋	9 山本 兼吾
10 雨宮 昭一	11 雨宮 今朝澄	12 佐藤 光貴
13 小沢 武史	14 石原 一美	15 辻 俊一
16 雨宮 忠仁	17 飯塚 秀実	18 手塚 純一
19 荻原 五十鈴	20 根津 信彦	21 武井 建二
22 雨宮 正明	23 柏木 一仁	24 小林 正元
25 八巻 茂	26 渡邊 洋	27 岡部 光
28 小野 光美	29 矢崎 好光	30 藤原 幸人
31 三枝 猛	32 野澤 勝	33 中西 悟
34 佐野 雄二	35 武井 浩二	36 三森 秀俊
37 内田 一郎	38 佐藤 治光	

1. 欠席した委員

21番 武井 建二 22番 雨宮 正明

1. 本会議の会議録署名委員

1番 荻原 一雄 2番 土屋 久富

1. 職務のため本委員会に出席した職員

上矢 敏彦、石原 久誠、向山 映子、池田 久美子、雨宮 大輔

1. 会議日程 別紙

事務局	会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。
会長	(会長の挨拶)
会長	ただ今から甲州市農業委員会10月定例総会を開催いたします。ただ今の出席委員は、農業委員19名、推進委員17名で定足数に達しております。本日21番武井建二委員、22番雨宮正明委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
議長	日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番荻原一雄委員、2番土屋久富委員をご指名いたします。
議長	日程2、会長報告。10月4日甲州市青年等就農計画変更認定、これは書面議決になります。10月20日市町村農業委員会会長研修会、ベルクラシックで行っております。同じく10月20日山梨県農業委員会協議会臨時総会、同じくベルクラシックで行っております。10月20日甲州市国民健康保険運営協議会、甲州市役所で行っております。以上でございます。
議長	ただ今の会長報告について何かご意見がございましたらお願ひいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。
議長	日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について3件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
31番	(議案第1号1番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。
	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号1番について許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号1番につきましては許可することに決しました。
議長	次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。

事務局	(議案第1号2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
12番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。
	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番について許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番につきましては許可することに決しました。
議長	次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
16番	(議案第1号3番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。
	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番について許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番につきましては許可することに決しました。
議長	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程し意見を求める。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求める。
事務局	(議案第2号1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
21番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。

	<p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、3件を上程し意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第3号1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2番	(議案第3号1番の調査報告をする)
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>
	<p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議長	議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2番	(議案第3号2番の調査報告をする)
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>
	<p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>

議長	議案第3号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
31番	(議案第3号3番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。
	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について4件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定4件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。
	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号につきましては、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議長	日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について1件を報告願います。
事務局	(合意解約の届出1件について説明する)
議長	只今の報告について何かご発言はございますか。 (「なし」との声あり) ご発言もございませんので、以上で報告を終わります。
議長	日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。
事務局	—(事務局より説明)— ・まず、農地等の利用最適化の推進について私から説明させていただきま

	<p>す。毎年総会で決議をさせていただいております『農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議』を本年も行わせていただきます。具体的な活動内容につきましては、お手元にお配りしております『農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議（案）』と書かれた資料の2枚目から推進要領として内容が記載されています。趣旨は、平成28年4月1日に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により、「農地等の利用最適化の推進」が農業委員会の必須事務となり、農業委員会の重要な業務として位置づけられました。そこで農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動強化月間」を定め、委員等による利用調整活動を全県的に推進することです。強化月間につきましては、本年11月から翌年2月までの4カ月間を設定させていただき、推進事項としまして 1. 申し合わせ決議の実施 2. 委員等や農地に関する相談受付の周知 3. 農地に関する相談の実施 4. 農地（経営）に関する意向調査の実施 5. 利用調整活動の実施 6. 利用調整活動等の記録及び報告・検討会の開催となっております。推進事項1番に申し合わせ決議の実施とありますので、甲州市農業委員会として本日のこの場で決議を行いますのでよろしくお願いします。資料1枚目の申し合わせ決議（案）をご覧ください。読み上げさせていただきます。</p> <p>一決議（案）を読み上げる— 以上です。</p>
議長	<p>只今事務局の説明の中に農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議（案）についての説明がございましたが、この申し合わせ決議（案）について、甲州市農業委員会として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「意義なし」との声あり）</p> <p>意義なしとの事ですので、申し合わせ決議（案）につきましては、説明のとおり承認することに決しました。資料にあります（案）の文字を消してください。</p>
議長	その他、事務局の方からございますか。
事務局	<p>一（事務局説明）—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等設置の届出（説明を付す） ・慶弔規定の見直しについて（説明を付す） ・農業委員、推進委員の研修会について（説明を付す） ・農地利用最適化活動における活動と成果目標の設定に関する対応について国の動向（説明を付す）
議長	<p>事務局からは以上ですが、委員の皆様からご意見、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>（「なし」との声あり）</p>
議長	<p>それでは以上で本日の日程は全て終了しました。 会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。 これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会の挨拶) (閉会 午後2時25分)</p>